

令和4年4月1日  
金融庁 企画市場局 市場課

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第7条第3項及び第8条第4項並びに令和3年金融庁告示第11号第2条第1項第1号及び第2号に基づく金融庁長官及び取引情報蓄積機関に対する報告の方法について

取引情報の報告の対象となる取引を新規に開始する場合も含めて、前年度（前年の4月からその年の3月まで）の各月末の店頭デリバティブ取引の平均残高が3,000億円未満である取引情報作成対象事業者が店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第7条第3項及び第8条第4項の規定の適用を受けるためには、本報告の提出が必要となります（取引情報の報告の対象となる取引を行っていない金融機関については本報告の提出は必要ありません）。

なお、本報告を行った後や当該規定の対象となる取引を新規に開始した後に、前年度の各月末の店頭デリバティブ取引の平均残高が3,000億円以上となった場合には、その年の7月1日から発生した（変更があった）すべての取引情報について取引情報の報告が必要となります。

取引情報蓄積機関に対する本報告の方法については、取引情報蓄積機関へ直接お問い合わせ下さい（取引情報蓄積機関と取引情報蓄積業務に関する契約を締結していない場合は取引情報蓄積機関に対する本報告は不要です）。

## ○ 報告の方式

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第7条第3項及び第8条第4項の規定の適用を希望する金融機関は、報告の様式に必要事項を記載の上、店頭デリバティブ取引情報担当宛に報告してください。

本報告に当たっては、可能な限り、電子申請・届出システムのご利用をお願い致します。

なお、同府令第2条の2第1項第2号又は第4号の規定に該当し同府令同条同項の規定に基づく「取引規模の届出」（前年度の各月末の店頭デリバティブ取引の平均残高が3,000億円未満となった旨の届出）を提出する際、本報告も兼ねる旨を併せてご記載頂いた場合には、本報告の提出は不要です。

また、以下に掲げる事項に該当することとなった場合には、遅滞なくその旨を店頭デリバティブ取引情報担当にご連絡ください。

- ・ 商号変更が行われた場合
- ・ 業務を廃業するなど金商業者等の登録を失効させた場合
- ・ 信託を特定するために必要な事項に変更があった場合

○ 報告先

本報告に当たっては、可能な限り、電子申請・届出システムのご利用をお願い致します。なお、郵送の場合は下記宛先に報告をお願い致します。

**【報告先】**

〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁 企画市場局 市場課 非清算集中等取引情報に係る報告書担当

**【お問い合わせ先】**

03-3506-6000(内線 3525、3613)